

訂 正

7月12日

※（ ）内の条件は必要
ありません。

平成 30 年(2018 年)7 月 10 日 (火)

【融資に関すること】

経済観光局産業立地推進課 課長：島津
電話：504-2239 内線：3430

【経営相談に関すること】

経済観光局商業振興課 課長：佐々木
電話：504-2234 内線：3420

平成 30 年 7 月豪雨で被災された中小企業者等への支援について

本市では、平成 30 年 7 月豪雨で被災された中小企業者等を対象として、以下の支援を実施します。

1 広島市中小企業特別融資

(1) 災害復旧資金

項 目	内 容	問い合わせ先
対象者	市内に主たる事業所を有し、 (法人にあっては市内に登録があること、個人事業者は市内に住所も必要) 、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、納期の到来している市民税を完納しており、震災、風水害その他これらに類する災害により直接被害を受け、その復旧資金を必要とするもの ※区長等が発行する「り災証明書」が必要です。	広島市産業立地推進課 (504-2241)
資金使途	運転資金、設備資金 ※設置場所が広島市外である設備に対する設備資金も可	
融資限度額	7,000 万円以内	
返済期間	10 年以内 (据置 1 年以内)	
貸出利率	年 1.2%以下	
信用保証	原則として広島県信用保証協会の信用保証付とする。	
担保及び保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会の所定の方法による。	
申込窓口	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合 広島県信用保証協会	
申込方法	区長等が発行する「り災証明書」を添付して、取扱金融機関又は広島県信用保証協会へ申し込むものとする。	

(2) セーフティネット資金

項目	内容	問い合わせ先
対象者	<p>市内に主たる事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、中小企業信用保険法第2条第5項第4号（セーフティネット保証4号）に該当するものとして、事業所の所在地を管轄する市長の認定を受けた中小企業者及び組合</p> <p><セーフティネット保証4号の対象要件></p> <p>次の要件のいずれも満たすことについて、市長の認定を受けた中小企業者等（特定中小企業者）</p> <p>1 指定地域（広島市）において1年以上継続して同一事業を行っていること。</p> <p>2 平成30年7月豪雨による災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として1か月の売上高等が前年同月に比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べて20%以上減少することが見込まれること。</p>	<p>広島市産業立地推進課 (504-2241)</p>
資金使途	運転資金・設備資金	
融資限度額	3,000万円以内	
返済期間	10年以内（据置1年以内）	
貸出利率	年1.4%以下	
信用保証	原則として広島県信用保証協会の信用保証付とする。	
担保及び保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会の所定の方法による。	
申込窓口	<p>商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合</p> <p>広島県信用保証協会</p>	
申込方法	セーフティネット保証4号に該当する特定中小企業者である旨の市長の認定書を添付して取扱金融機関又は広島県信用保証協会に申し込むものとする。	

2 経営相談（無料）

名称	内容	問い合わせ先
経営支援アドバイザー派遣	各種専門家を派遣（上限5回）し、中小企業者等の経営に関する相談に応じます。	<p>広島市中小企業支援センター (278-8032)</p>
窓口相談	<p>各種専門家による相談窓口で、中小企業者等の経営に関する相談に応じます。</p> <p>【経営相談】 毎週月・火曜日の9～13時、 毎週木・金曜日の13～17時</p> <p>【資金繰り相談】 毎週水曜日の13～17時</p> <p>【法律相談】 第2木曜日の13～17時（予約制）</p>	